

催し物の開催に関する露店等の開設届出書について

平成25年8月に、京都府福知山市の花火大会会場で発生した火災を踏まえ、平成26年8月に条例が改正され、催しに際し、**火気を使用する露店等**を開設する場合は**「消火器（業務用）」**を準備するとともに、開設する**3日前**までに消防署へ**「露店等の開設届出書」**を届け出が必要です。

○対象となる催し

- (1) 祭礼、縁日、花火大会、展示会等その他多数の者が集合する催し
 - (2) 町内会、自治会の夏祭り、学校、PTA等が主催する催し
- ※ただし、近親者のみで行うバーベキューやパーティー等は対象外です。

○対象となる器具類

- (1) プロパンガスやカセットボンベを使用する器具
 - ・主にガスボンベを使用する鉄板、たこ焼き器などの調理器具や、カセットコンロ等がこれにあたります。
- (2) ガソリンや灯油などを使用する器具
 - ・発電機等の*内燃機関がこれにあたります。（*内燃機関とはエンジンのことです）
- (3) 木材や木炭などを使用する器具
 - ・バーベキューコンロや移動式薪ストーブ等がこれにあたります。
- (4) 電気を使用する器具
 - ・ホットプレートやフライヤー等の電熱式調理器具がこれにあたります。

○露店等を開設しようとする場合の届出について

- (1) 届出書類 露店等の開設届出書 2部
- (2) 添付書類 火気を使用する露店の位置、消火器の設置場所等を記載した配置図 2部
- (3) 提出先 催しを開催する場所を管轄する消防署

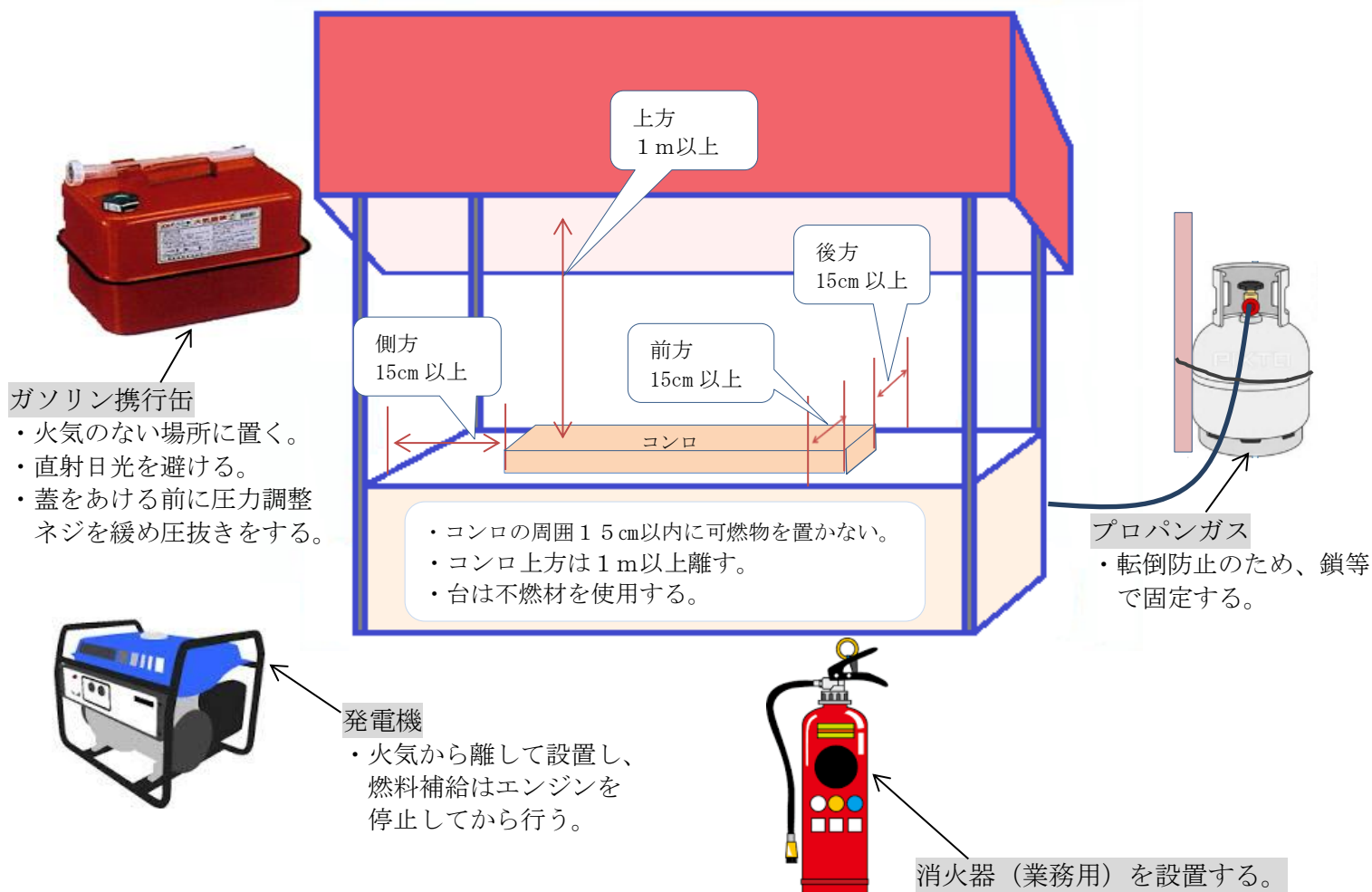
※届出書類は「五所川原地区消防事務組合のホームページ」よりダウンロード可能です。

○問い合わせ先（提出先）

- | | |
|--------------|--------------|
| ・五所川原消防署 | 0173-35-2019 |
| ・五所川原消防署金木分署 | 0173-53-2322 |
| ・五所川原消防署東分署 | 0173-29-2119 |
| ・北部中央消防署 | 0173-57-2370 |
| ・北部中央消防署市浦分署 | 0173-62-2119 |
| ・北部中央消防署小泊分署 | 0173-64-2375 |
| ・鶴田消防署 | 0173-22-2131 |



火気器具等使用時の注意事項



適切な消火器を設置しましょう！

消火器には「どのような火災に対応できるか」を示す「ABC」マークやイラストが表示されています。

右のイラストの吹き出し部分を参考に旧規格の消火器の場合は、新規格の消火器に更新しましょう！

適応火災のマークが「文字表示」の旧規格消火器は、すでに型式失効しています。旧規格品を設置していても消火器と認められません。すみやかに交換してください！

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物や危険物施設等では
**旧規格の消火器は
2022年1月1日以降 設置できません**

